

Title	法科大学院について
Sub Title	
Author	平良木, 登規男(Hiraragi, Tokio)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2013
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.26 (2013. 6) ,p.1- 7
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	法科大学院開設10周年記念号 特集：法科大学院の現在・過去・未来
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20130620-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20130620-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 法科大学院について

平良木 登規男\*

### 一 はじめに

過日、政府の行政刷新会議において、法科大学院見直しの提言がなされた。それを承けて、新聞等では、司法試験合格が低迷しており、制度自体が失敗ではなかったのかという報道がされている。また、つい最近になって、法曹養成制度検討会議（座長「佐々木毅学習院大学教授」）は、これまで目標としていた司法試験合格者「3000人」の撤廃を柱にした提言案をまとめて、「法曹養成制度関係閣僚会議」に提出し、これが了承された旨の報道に接した（日本経済新聞2013年4月22日付）。

確かに、法科大学院が設立されて以来、10年余を経過しようとしている昨今、当初に比べ、いろいろな歪が目につくようになった。私は、これまで20年近い裁判官生活を経て、慶應義塾においては、法科大学院設立準備室長、そして、初代の法科大学院長（正式には、法務研究科（法科大学院）委員長）になり、定年退職後、縁あって、大東文化大学法科大学院という比較的小さな法科大学院に奉職し、現在は比較的自由な特任教授として勤務するなど、法科大学院については比較的幅広く見る機会を得て来た。その目から法科大学院について、

---

\* 法務研究科委員長任期、平成16年4月1日から平成19年3月31日まで。

どのように考えるかということについて述べる。

## 二 法科大学院構想について

私は、平成13、4年ころ、法科大学院構想が浮上してきたとき、この構想には必ずしも積極的でなかったことを記憶している。何故なら、20数年前に、私が裁判官から慶應義塾大学法学部に戻って以来、徐々に司法試験合格者が多くなり、構想が浮上したころには、東大、早稲田、中央に続いて、京都大学を抜いて第4位になるなど、上昇気流に乗っていたからである。したがって、私は、そのままの体制でも、ビッグスリーになることは十分に可能であると考えていた。そのようなわけで、もし仮に、私が法科大学院構想を打ち出すとしたら、自学自習を中心とする法科大学院構想とは全く違った方向を向くものであったはずである。私の中には、漠然とではあるが、フランス国立行政学院（École nationale d'administration『ENA』）的な構想があり、基本的な知識を集中的に徹底的に身につけさせれば、後は実務に放り込み、本人の好きなように実務を習得すればよい。そういう中での、通過点としての法科大学院であるべきだと考えていた。

ところで、旧試験は、周知のとおり、①短答式、②論文式、そして、③口述式という構成であり、何れも法律知識を問うものであったために、受験者は一様に法律知識の習得に努め、慶應義塾のなかには、特に塾高の一部には、語学は一切捨て、高校時代から受験勉強を始め、その手段として受験予備校に通うなど、いわゆるダブルスクールが常態化していた。塾高以外の学生も、法学部に入学するなり司法試験受験を意識し、いわゆる司法試験科目を中心に履修し、ゼミの選択も、できる限り司法試験に有利にとの観点から選択していたように見うけられ、他の大学でも同様の傾向にあったのではないかと思われた。

これに対して、ダブルスクールからの解放、単なる暗記ではなく問題を解決する手段としての法律知識の習得、そのためには自学自習は欠かせないとの観点から、幅の広い知識を有する法曹の養成へと方向転換を図ったのが法科大学

院構想であった。正確には、『司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべきである。その中核を為すものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けるべきである。』（司法制度改革審議会意見書、佐藤幸治＝竹下守夫＝井上正仁「司法制度改革」210頁）というのであった。そして、教育の理念として、まず入り口において、学部で基礎的で豊かな教養を身につけ、その過程で法曹を志したいという明確な自覚をもった学生が法科大学院に進学する。そうであるならば、自然科学でも経済学や文学でも、どんな分野でもいい。社会的な経験を積んだ後でもよい。このような学生を法科大学院は歓迎する（佐藤他・前掲書214頁の佐藤発言）。そのようにして集めた学生に対して、『専門的な法律知識を確実に修得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実即して具体的な法的問題を解決していくために必要な法的分析力や法的議論の能力を要請』するということであった（同頁）。

このような理念の下に、各大学のカリキュラムは、設置基準の縛りにあつてほとんど大差がないとはいえ、法曹として必要にして十分な広い知識を与えるという観点からは、それなりに機能していた。これは、幅の広い科目の設置を義務づけたことによるものであり、その中でも、各法科大学院の工夫によるところが大きい。

### 三 法科大学院制度の問題点

ところで、法科大学院が設立された当初の構想と、その後の実際との間に、いろいろな点で齟齬が生じてきたことは否定できないにしても、これに輪をかけて問題を複雑にしているのが、中途半端で、旧司法試験への回帰としか思われない予備試験制度の導入である。特に問題になるのが、法科大学院修了者と比べ、予備試験受験者が実務的な知識をどのようにして習得しているのかが全く検証されないまま、司法試験の受験資格を与え、司法試験では全く同じに扱

うというのであれば、法科大学院の実務教育はいったい何のためにあるのだということになりかねず、法科大学院において、実務教育は必要なのかという、痛烈な問題にぶつかることになる。また、もし仮に、適性試験の有用性を肯定するのであれば、予備試験受験者にも適性試験を課すべきではないか等の問題が浮上する。

これらの問題はしばらく置くとして、法科大学院については、設立当初、①有職社会人や法律以外の分野を専攻した者たちへの門戸の開放、②受験者の7、8割を占める合格者、③司法試験3000人の合格者等が課題とされてきたが、これらの課題が、いずれも達成されないまま、課題として残されあるいは撤廃されてしまった。

まず、①は、多くの人が、設立の当初から疑問を抱いていたところであるが、法学部の4年間で学んだのと同程度の法的知識を僅か1年間で修得できるものなのかということである。このことを慮った慶應義塾の法科大学院は、特に未修の1年生について、1コマを180分の時間としてカリキュラムを組んだ。ところが、これに対しては、様々なところから圧力があり、結局、他の大学と同じ、1コマ90分を受け入れざるを得ないようになってしまった。

ちなみに、その後、全国規模で行われるTKC（教育支援システム）の第1回短答式模擬試験（公法系100点、民事系150点、そして、刑事系100点の合計350点の配点で実施される）の結果は、全国の受験者の既修者と未修者の平均点の間に、実に20点の差があったという衝撃的な事実であった。平成24年12月に実施された全国実力テストにおいても、2013年度修了予定者では、平均点数（既修者186.8、未修者165.6）で、20点以上の差がみられる。もっとも、同じ試験における2012年度修了者（1年前に法科大学院を修了した者）は、その差が7.4点に縮まっていることが注目される（平成24年12月実施「平成24年度、第2回〔短答式〕全国実力確認テスト（平成24年12月15日～24日実施）成績結果のご報告」から引用）。このことは、せっかく優秀な社会人や法律未修者を集めても、今の法科大学院の制度設計では、法律未修者の教育について十全の機能を果たしているとはいえ、既修者と比べ依然として大きなハンディを負わせていることを意

味する。

さらに付け加えると、慶應義塾をはじめとして合格率の高い法科大学院は、既修者はもちろん未修者も、ほとんどが大学の法学部を卒業した学生（いわゆる「隠れ既修」）によって占められている（このこと自体を否定するつもりはない）。これに対して、本来の有職社会人や法学部卒業以外の者は、中・小の法科大学院に流れているというのが現状ではなかろうか。にもかかわらず、システムとして未修者に対する教育が十分に行われているといえるか否かの検討もないまま、これをどのようにして合格させるかについては口を拭い、合格者を出せないのは、法科大学院の責任だという風潮が蔓延してはいないであろうか。

②については、すでにほかでも触れたように（NBL 969号（2012）の巻頭言参照）、司法試験の最初の年度に、仮に、1000人の受験者のうち750人を合格させたとしよう。しかし、5年以内に3回受験との制約はあるにしても、5年後の受験者は、最大2250人まで膨れ上がる可能性があり、800人合格者を出したところで、4割弱の合格にしかならない。さらに5年以内に3回の受験との枠が撤廃されて何回でも受験できるということになれば、実力が備わるまで受験を控えようとする傾向はなくなるであろうから、さらに合格率が低下することは誰の目にも明らかである。その意味では、司法試験の合格率が現状のようになるということは、誰にも分かっていたことなのである。

ところで、我々の想定の中で、一番の見通しの甘かった点は、前述の③の「司法試験3000人合格」という点である。現行の2000人の合格者であっても、就職できない者が出てきているという現状ではないだろうか（日本の後に続いた韓国でも、同じよう問題に直面しているようである）。

私は、かつてドイツに留学したが、ドイツは法学部の卒業試験が司法試験でもあるため、毎年の卒業生＝司法試験合格者が1万名を超えていた（ちなみに人口は日本の8割前後である）。かつては、「弁護士よりもタクシードライバーのほうが儲かる」といわれていたこともあったようだが、旧東ドイツの吸収合併以来、法律家の需要が高まり、法学部は花形の学部になった。この点に関し、昨今でも、わが国ほど深刻な議論がされていないように思う。

わが国においては、せめて現行の合格者2000人のほとんどが就職できる見通しがあるのであれば、3000人の司法試験合格の撤廃はなかつただろうし、今指摘されている多くの点についても問題とされることはなかつたはずである。しかし、司法研修所の修了者の4分の1が、弁護士登録すら控えているともいわれる現状では、3000人合格を撤回するのもやむを得ないことだと言わざるを得ない。それなりに説得的である。しかし、司法試験の合格は、法曹養成の通過点ではあるが、それ以外の道を閉ざしているわけではないということを、ここで改めて自覚する必要があるである。それぞれの大学においては、「起業」を意識し、これを積極的に支援しているが、法科大学院修了者に対しても、同様の働きかけが必要であろう。義塾の私の研究科（いわゆる「平良木ゼミ」）を経て弁護士になった者の中に、証券会社に転身してアナリストになり、あるいは、企業弁護士として勤務したが、今では、営業に回ろうとしている者が現れ始めている。大東文化の有職社会人の司法試験合格者の中には、そのまま現職に留まって、企業内弁護士として活躍しあるいは企業法務に活路を見出すという者が出てきた。それぞれが、いろいろな方向に、その枠を広げつつある。このような状況が出てきつつある現在、残念ながら、現状に目を奪われた、これまでの文科省の法科大学院についての取組みは、あまりにも短絡に過ぎるように思われる。特に、補助金の減額ないしは打ち切りをちらつかせながらの中・小の法科大学院に対する過度の締め付け、そして、その報道が、実際上のネガティブキャンペーンになっていることに思いを致すべきである。そして、何よりも心配なのは、適性試験受験者の減少である。

検討は、法科大学院にとどまらず、予備試験を含めた試験制度の在り方を全面的に検証する必要がある。そして、何度も繰り返すが、国家として、教育にどれだけ予算を割けるかは、その国の民度を明らかにする尺度である。大東文化の在学者には、これまでの人生の中で、一番一生懸命努力しているという者が多くみられる。仮に司法試験に受からなくても、このような姿勢と法律的な素養が、それなりに身につけている者を社会人として送り出せるのであれば、補助金もあまり無駄ではないように思われるが、いかがであろうか。

それにしても、規制緩和から始まったビックバンではあるが、皮肉なことに、今、最も逆行しているのが、法科大学院問題であるのが悲しい。